

社団法人日本ライフル射撃協会
競技者資格並びにスポンサーシップ規定

4.0.0 本規程は ISSF 競技者資格規定並びにスポンサーシップ規程に沿って制定され、ISSF にて規程の改廃があった場合、その翌年の 1 月 1 日より本規定は改廃される。

4.0.1 本規程は日本国内においてのみ適用される。

4.1.0 射手の資格

4.1.1 社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会）競技者資格規定は、協会管轄競技大会に参加する場合の選手に対する条件を規定する。該当競技会では本規定が厳格に適用されなければならない。

4.1.2 協会はオリンピック憲章 4 5 条、4 6 条、附則を ISSF 競技者資格規定の基本条文と認識する。

4.1.3 協会管轄の競技大会出場の資格を得るには、射手は GR3.6 に従い、自己の所属する加盟団体より参加しなければならない。

各加盟団体より参加する選手は：

4.1.3.1 射手の加盟団体の定めた手続きにより選考される。

4.1.3.2 日本代表であるためにはオリンピック憲章第 46 条、同付則、及び GR3.6.3 に適合していなければならない。

4.1.3.3 不適切な、あるいはスポーツマンらしくない行動、特に薬物違反や暴力行為による罪を犯しているものであってはならない。

4.1.3.4 当規則 4.2 に述べられているスポンサーや広告に関する協会規定について、違反があってはならない。

4.1.4 協会管轄の競技大会に出場する選手は直接、間接を問わず、金銭またはその

他の物品を賞品として、また大会参加そのものに対して金品を受領してもよい。然し、オリンピック大会参加選手は、オリンピック憲章第45条の付則により、いかなる財政上の援助も受けられないものとする。

4.1.5 協会により認定を拒否されている競技会に、その事実を知りながら参加した選手に対しては、理事会において決定された期間、協会管轄競技会への参加が認められない場合がある。

4.1.6 協会管轄の競技大会で、ドーピング規程またはその他の規則違反で、競技から除外された選手の属する加盟団体は当該年度に行われる協会主催の競技会に出場する権利を失うが、次期総会に出席出来る権利は残る。

4.2.0 スポンサーシップ及び広告

4.2.1 スポンサーシップとは選手に対する個人または組織による金銭、物品、サービスの提供のうち契約に基づく支援を意味する。

4.2.2 当規定は、全ての協会管轄競技大会中の全ての公式行事に適用される。(トレーニング中、競技中、開会式、閉会式、及び表彰式)

4.2.3 加盟団体は、商業組織あるいはスポンサー組織と、援助契約、装備品または広告に関し契約を結んでもよい。

4.2.4 個々の選手は、個別のスポンサーシップを商業組織その他の組織と契約してよい。

4.2.5 スポンサーシップ契約では選手の写真、名前、または競技中の動きがその契約組織の広告に掲載される事が許されることを基本とする。但し協会と財団法人日本オリンピック委員会とのスポンサーシップ契約条項はこれに優先し、遵守されなければならない。

4.2.5.1 個々の選手はスポンサーシップ契約を締結するに際して事前に協会並びに財団法人日本オリンピック委員会に金銭条項を除く契約内容の確認を受けるものとする。

4.2.6 選手に対するスポンサーシップ契約に基づく金銭は、選手の所属協会あてか、

または選手に直接支払われるものとする。

4.2.7 規定に定める範囲であれば、協会管轄競技大会射場または関連する場所に於いて、スポンサーの商標等は看板・旗、ポスター、またはその他射手の衣類や装具上に使用しても良い。

4.2.7.1 協会主催大会の射場に於いては、そのような広告は協会の許可なく看板、旗、ポスター、あるいはその他の物に記する事は出来ない。

4.2.7.2 射撃場における広告は選手の照準映像に影響を与える標的設置地域には設置してはならない。

4.3.0 射手の衣類及び装具上の商標

4.3.1 トレードマークとは法的に会社名または商品、サービスを他の提供者のものと区別するために付された固有の名前、シンボル、デザインを意味する。

4.3.2 商標（コマーシャル・マーキング）とは目に見える、トレードマークそのものまたは競技大会中に使用される衣服、用具に付される広告類全てを意味する。商標は2種に区分される。

4.3.2.1 製造者商標

製造者商標は商品の認定、出所を明確にするため製造者（トレードマーク所有者）により商品に製造者名またはトレードマークを付したものである。

4.3.2.2 スポンサー商標

スポンサー商標は製造者商標を除く全ての物品上に記された広告商標を意味する。

4.3.3 製造者商標一般規定

4.3.1 協会管轄競技会で使用される射手の装備品に付けられる製造者商標は、一般に市販される用具1種類に対して同一の製造者商標が使用されなければならない。製造者商標と製造社名はその用具を実際に製造した者の物とし、1つの用具に1箇所のみが許される。その他の選手の固有の用具におけるサイズ表示、トレードマークの位置、形態、サイズ、製造者の名前、選手の用具

上の文字の大きさについては、専門委員会の上申により協会理事会にて決定する。

4.3.2 製造者商標は用具、衣類 1 つにつき 1 箇所を超えて表示されてはならない。銃器の部品については用具の 1 つと認識される。

4.3.4 スポンサー商標一般規定

4.3.4.1 ナショナルチームに支給される用具または物品の製造者商標については、4.3.2の規定が遵守されなければならない。

4.3.4.2 選手の肌にスポンサー商標を記すことは禁止される。

4.3.5 トレーニング時、競技時を通じて、スポンサー商標を展示することだけを目的とし或いは競技に関連して使用されることの無い物品の使用等は禁止される。

4.3.6 当規定定める諸規定に反した商標を付した衣類を着用する選手の写真等を広告に使用することは禁止される。

4.4.0 射手の用具、衣類に使用される商標に関する規定

4.4.1 銃器

4.4.1.1 製造者商標

協会の競技規則に合致した銃器は、全てその使用が許される。

製造者商標は一般に市販される銃器と同一のもので、部品 1 つにつき表面積の 10%を超えない面積で 1 ヶ所だけ許可される。しかしながら製造者商標の大きさは 60 平方センチメートルを超えてはならない。

4.4.1.2 スポンサー商標

銃器には 1 つのスポンサー商標をつけることが出来る。スポンサー商標は銃器の両サイドに付けてもよい。

4.4.2 銃ケース・用具箱・射撃バッグ・スーツケース・スリング・ニーリングロー
ル・ベルト・スコープスタンド等その他の用具（組織委員会が備え付ける射

撃マットを含む)

4.4.2.1 製造者商標

製造者商標は一般に市販される商品と同一のもので、商品1つにつき表面積の10%を超えない面積で1ヶ所だけ許可される。しかしながら製造者商標の大きさは60平方センチメートルを超えてはならない。

4.4.2.2 スポンサー商標

制限しない。

4.4.3 射撃シューズ

4.4.3.1 製造者商標

片方の靴に6平方センチメートルを超えない製造者商標1つが許される。

4.4.3.2 スポンサー商標

射撃シューズには1つの商業スポンサー商標の表示が許される。同一の商標であれば左右両方の靴での表示が許される。

4.4.4 グローブ

4.4.4.1 製造者商標

1つのグローブにつき6平方センチメートルを超えない製造者商標1つが許される。

4.4.4.2 スポンサー商標

1つのグローブにつき1つの商業スポンサー商標の表示が許される。

4.4.5 ヘッドギア(帽子)

4.4.5.1 射手の帽子の前後の位置には、所属チームの紋章あるいは加盟団体章、協会ロゴまたは組織委員会の紋章のみ使用出来、スポンサー商標は表示できない。

4.4.5.2 製造者商標

ヘッドギアには6平方センチメートルを超えない製造者商標1つが前後の位置を以外の部位に許される。

- 4.4.5.3 スポンサー商標
ヘッドギアには1つの商業スポンサー商標が前後の位置を以外の部位に許される。
- 4.4.6 射撃眼鏡またはアイウェア（サングラスなど）
- 4.4.6.1 製造者商標
眼鏡には2平方センチメートルを超えない製造者商標1つが許される。
- 4.4.6.2 スポンサー商標
眼鏡には1つの商業スポンサー商標が許されるが、フレームの両サイドに表示するものとする。
- 4.4.7 イヤープロテクション
- 4.4.7.1 製造者商標
イヤープロテクションには6平方センチメートルを超えない製造者商標1つが許される。
- 4.4.7.2 スポンサー商標
イヤープロテクションには1つの商業スポンサー商標が片方のプロテクターのみに許される。
- 4.4.8 競技衣服
競技衣服とは、競技時、トレーニング時に着用される全ての衣類を含む。
- 4.4.8.1 製造者商標
衣類には1着につき12平方センチメートルを超えない1つの製造者商標が許される。
- 4.4.8.2 スポンサー商標
選手の衣服は表1に示す部位に分けられる。表1に示される制限は厳守されなければならない。当規定は全ての競技衣服に適用される。

部位	スポンサー商標の最大数	その他の制限
胴体の上部 1/3 ; 前面	2	1つの商標が協会によって予約される。(右射手の左肩部位)
胴体の上部 1/3 ; 背面	1	
胴体中央部 1/3 ; 前面	1	1/2 は所属チームまたは加盟団体エンブレムのために予約される。
胴体中央部 1/3 ; 背面	0	ゼッケンのために予約される
胴体下部 1/3 (腰部) ; 前面	1	
胴体下部 1/3 (腰部) ; 背面	0	
袖	1	同一のものが左右に許される
ズボンの脚部	1	同一のものが左右に許される

4.4.9 ドレスユニフォーム

ドレスユニフォームとは、選手及びチームの一員が着用する服装で、慣例として服装にチーム紋章、所属の略称などの表示がなされる場面において、協会管轄競技会の公式行事中に着用される衣服全てを意味する。

4.4.9.1 製造者商標

製造者商標は12平方センチメートルを超えてはならない。

4.4.9.2 スポンサー商標

公式ドレスユニフォームにはいかなる商業広告も表示できないが、スポンサーの名前またはトレードマークを3個まで表示することが出来る。

4.4.10 4.4.8、4.4.9 で規定された場面以外での選手のカジュアルウェアについては広告制限が適用されない。

4.5.0 協会スポンサー商標ならびに組織委員会スポンサー

4.5.1 ISSF 総則 ANNEX "B" 3.12.3.11 に定めるところに準拠し、協会主催競技会において、射撃場メイン入り口、公式発表板、公式スコアモニター、的わく、

Bib ナンバー（ゼッケン）に表示されるスポンサー表示について、協会とスポンサーとの契約履行のため協会はその利用権を留保するものとする。

4.5.2 Bib ナンバー（ゼッケン）

Bib ナンバーには競技会スポンサーの商標を全ての選手のBib ナンバーに同一に表示することが出来る。ジェネラルスポンサーのために Bib ナンバー上の 150 平方センチメートルを超えない面積または表面積の 25%以内が割り当てられる。Bib ナンバーはトレーニング、競技会を通じて常時選手の背面、腰より高い位置につけられなければならない。Bib ナンバーをつけていない選手にはトレーニング及び競技への参加は許されない。Bib ナンバーには選手の苗字、イニシャル、加盟団体の名称が表示されなければならない。一文字の高さは少なくとも 20mm、可能な限り大きいものとする。

4.5.3 看板、旗、横断幕等

協会管轄競技会組織委員会は競技会開催中自らの監督のもと、競技会に関係するプログラム及び印刷物をはじめ射撃場、その他の地域にジェネラルスポンサーまたはその他のスポンサーの商標を表示したものを掲示させる権限を有するものとする。

4.5.4 助成事業、補助事業としての競技会では助成者の名称並びにロゴマークを競技会に関係するプログラム及び印刷物をはじめ射撃場、その他の地域に掲示するものとする。

4.6.0 監督・認可

4.6.1 加盟団体、所属チームは協会とともに協会競技者資格規定ならびにスポンサーシップ規定の遵守について責任を持つ。

4.6.2 競技ジュリーは競技エリアにおいて用具、服装上のISSF商標規定の遵守について責任を負う。

4.6.3 違反がある場合ジュリーは口頭または文書による警告を与えなければならない。規定を守らない選手には競技を開始、または継続させてはならない。

4.6.4 競技ジュリーによる当規定に関する裁定に対しては上訴できる。上訴ジュリーの決定は最終のものである。

4.6.5 選手の承諾または了解を得ず、商業広告、商品の推薦、商品の販売に関して選手の名前、タイトル、肖像を使用する広告主等が存在する場合、当該選手は“委任状”を所属加盟団体または所属チーム並びに協会に提出し、所属加盟団体、所属チームまたは協会が、必要な場合、疑義のある広告主等に対して法的手段が取れるようにすることが出来る。

4.7.0 認可

当規程は1999年10月22日、ISSF理事会において改正認可されたものを日本に適合させたものである。

4.7.0.1 当規程の改廃は理事会にて決定される。

4.7.0.2 本規程は平成14年10月19日施行された。

4.7.1 当規程は財団法人日本オリンピック委員会選手強化キャンペーン規程と並立して運用されるものである。